

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	習い事・塾代助成事業資格審査関係ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局企画部青少年課（こども育成事業グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	習い事・塾代助成事業において資格審査を実施し、審査結果を通知するために利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 続柄、5. 生活保護適用状況、 6. 性別、7. 顔写真（利用者）、8. 学年、9. 世帯状況、10. 電話番号 11. 財産・収入、12. 納税状況、13. 住基異動日、14. 個人識別符号、15. 資格区分 16. 住基異動区分	
記録範囲	習い事・塾代助成事業交付申請書を提出した者、その配偶者、利用者	
記録情報の収集方法	習い事・塾代助成事業利用申請書における同意事項に基づき収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	